

国総観事第289号
平成19年12月17日

各都道府県旅行業担当課長 殿

国土交通省総合政策局観光事業課長

インターネット取引を利用する旅行業務に関する取扱について

標記については、旅行取引における電子商取引を巡る消費者保護上の諸問題を整理するとともに、旅行契約の標準化、旅行業法の適用関係の整理等について検討を行うため設置した「旅行業における電子商取引に係る検討委員会」での検討を踏まえ、別添のとおり取り扱うこととして、旅行業協会に対し周知をいたしましたので、各都道府県におかれましても、了知されるとともに、旅行業協会非加盟旅行者に対し同様の周知徹底を図っていただくようお願い申し上げます。

(別添)

インターネットを利用する旅行業務に関する取扱について

インターネットを利用して旅行業務を行う際には、下記のとおり取り扱うこととする。

記

1. 営業所の登録等

インターネットを利用して旅行業務を行う場合には、旅行取引を行うウェブサイト进行管理する営業所については、旅行業務を取り扱う営業所としての登録を受ける必要がある。なお、この場合、取引に伴う問い合わせについては、電子メールのみにより受け付けることも可能とし、営業所の営業時間以外でもウェブサイトにおいて、旅行取引を行うことは差し支えない。

2. 旅行業務の取扱いの料金、旅行業約款、標識の掲示の方法

旅行業法上、営業所において掲示すべきこととされている事項については、旅行取引を行うウェブサイト上においても掲示すること。ただし、ウェブサイト上での掲示については、トップページに、料金等の掲載されているページへのリンクを設定することで足りることとする。

3. 取引条件説明について

ウェブサイト上に取引条件説明書面が掲示され、その内容を了承した旨のアイコンをクリックする等により、旅行者が了承した場合に限り、取引条件説明が行われたとして、取引を進めることができることとする。

4. 契約書面等について

- (1) 取引条件説明書面及び契約書面（以下「契約書面等」という。）を電磁的方法で交付することを了承する旨のアイコンをクリックする等により、旅行者が了承した場合に限り、契約書面等を電磁的方法で交付することができることとする。
- (2) ウェブサイト上に取引条件説明書面を掲示する際など適時において、契約書面等の交付を電磁的方法で行うことを希望しない場合の手続きについてもあわせて記載することとする。
- (3) 旅行開始日当日における契約等、電磁的方法以外の交付が不可能である場合には、

その旨を明示することとし、電磁的方法のみにより交付することができることとする。

5. ウェブサイト上での旅行契約成立について

旅行者による契約内容の誤入力を防止するため、旅行者が入力内容を確認するページを設け、入力内容を確認した旨のアイコンをクリックする等により旅行者が了承した場合に限り、契約を締結することができるものとする。

6. 旅行業協会によるガイドラインの作成

- (1) 旅行業協会は、本通達を踏まえ、インターネットを利用して取引する際のガイドラインを作成するものとする。
- (2) 旅行業協会は、前号のガイドラインを作成したときは、速やかにこれを国土交通省に届け出るものとする。また、これを変更した時も同様とする。